

# 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱

制定

19生産第9423号

平成20年3月31日

農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和3年1月28日付け 2農振第2542号

## 第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）が制定され、また、平成24年3月には、対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るために法の一部が改正されたところである。さらに平成28年12月には、鳥獣被害対策実施隊の設置促進やその体制強化、捕獲した対象鳥獣の食品等としての利用の促進等を図るために法の一部が改正されたところである。

これらの状況を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を実施するものとする。また、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材を育成するとともに、最新の被害防止技術等について調査・検証を行い、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

## 第2 目 的

本交付金により実施する鳥獣被害防止総合支援対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

### 第3 事業の実施方針等

#### 1 事業の実施方針

本対策は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

#### 2 事業の内容等

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、当該事業に係る事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び交付率については、それぞれ別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7に掲げるとおりとする。

##### (1) 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び第2の目的を達成する観点から、整備事業（別表1の事業内容の欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

##### (2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

都道府県が主導して行う広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

##### (3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月26日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

##### (4) 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する。

また、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表することにより、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。

る。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

#### (5) 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエの消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等とのフェア開催、消費者やインバウンドに対してジビエ関連情報の発信等のプロモーションを実施する事業とする。

#### (6) ジビエ利用拡大加速化支援事業

捕獲鳥獣のジビエ利用の加速化を支援するため、捕獲から処理加工段階の情報を関係者が共有できるシステム構築に向けた実証を実施するとともに、捕獲者や処理加工施設の人材育成、未利用部位（ウデ肉・スネ肉等）の食肉利用推進、異業種（ネット通販業者、旅行業者等）と連携したワークショップの開催によるジビエコンテンツ開発、ECサイトを活用したWebマーケティング等を総合的に実施する事業とする。

#### (7) 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除、効率的・効果的な捕獲に向けた生息状況調査及び捕獲現場等での実践的な捕獲従事者育成研修を実施する事業とする。また、捕獲活動の強化に伴い増加する捕獲個体を地域資源として有効活用するため、ジビエ処理加工施設と流通業者の連携による販売促進等を実施する事業とする。

### 3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

### 4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、農村振興局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

## 第4 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

## 第5 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記4
- 5 全国ジビエプロモーション事業：別記5

- 6 ジビエ利用拡大加速化支援事業：別記6
- 7 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記7

別表7（第3関係）鳥獣被害防止対策促進支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業 (1)被害緊急対応型 (2)広域連携型	鳥獣被害防止施設 ①新規整備 ②再編整備	農村振興局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実と見込まれること。 2 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は確実と見込まれること。 3 農村振興局長が別に定める対象地域であること。 4 受益戸数が3戸以上であること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 7 当該施設の整備により受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれること。	定額、1/2以内 上記にかかわらず、沖縄県にあっては2/3以内、次の(1)から(6)までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、5.5/10以内とする。(上記にかかわらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額とすることとし、鳥獣被害防止施設を整備する場合の上限単価については、農村振興局長が別に定める。) (1)山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 (2)過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。) (3)離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 (6)棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
2 都道府県捕獲促進支援事業	1 生息状況調査 2 捕獲技術強化	都道府県	事業実施地区が複数の市町村を含むこと。 なお、事業実施地区内の全ての市町村等において被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実と見込まれること。	定額(限度額は、農村振興局長が別に定める。)

<p>3 ジビエ利用拡大推進事業</p>	<p>処理加工から流通までの関係者で構成される検討体制（コンソーシアム）を構築し、野生鳥獣肉（ジビエ）等の流通段階での取扱量を拡大するための調査、商品開発、広報・普及啓発等を実施する事業とする。</p>	<p>民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人及び協議会（農村振興局長が別に定めるものとする。）</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。  1 事業内容に規定するコンソーシアムは、民間企業の他、地方公共団体、野生鳥獣の捕獲、処理加工、供給及び消費に取り組む民間団体等から構成すること。  2 広域的なジビエの消費拡大に向けた取組であること。</p>	<p>定額（限度額については、農村振興局長が別に定める。）</p>
----------------------	---	---	--	-----------------------------------

(別記7)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第1 事業の実施手続

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

事業の実施手続は、別記1の第1を準用するものとする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

事業の実施手続は、別記2の第1を準用するものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

(1) 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) 事業実施主体が、事業実施計画について、農村振興局長が別に定める重要な変更該当するときは、(1)を準用して手続を行うものとする。

第2 推進指導等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

推進指導等は、別記1の第2を準用するものとする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

推進指導等は、別記2の第2を準用するものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

国は、ジビエの利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和3年3月31日までとする。

第4 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

事業実施状況の報告は、別記1の第5を準用するものとする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

事業実施状況の報告は、別記2の第5を準用するものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況について農村振興局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

事業評価及び改善計画は、別記1の第6を準用する。

2 都道府県捕獲促進支援事業

事業評価は、別記2の第6を準用する。

3 ジビエ利用拡大推進事業

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより事業評価を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

他の施策等との関連は、別記1の第7を準用するものとする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

他の施策等との関連は、別記2の第7を準用するものとする。